

第29回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和5年12月25日（月）14:00～15:42
2. 場所：※ 中央合同庁舎8号館8階特別中会議室（オンライン会議）
3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

（政府）内閣府特命担当大臣（規制改革） 河野 太郎

（事務局）規制改革推進室 次長 渡辺 公德

規制改革推進室 参事官 山田 正人（司会・進行）

（ヒアリング対象者）

気候変動イニシアティブ（JCI）共同代表 末吉 竹二郎

共同代表 加藤 茂夫

事務局 山岸 尚之

事務局 吉川 景喬

事務局 平神 友美

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室 室長 兼 内閣官房GX実行推進室 参事官 若林伸佳

経済産業省 産業技術環境局 GX投資促進室 室長 兼 内閣官房GX実行推進室 企画官 西田光宏

（有識者）

東北大学大学院 経済学研究科 教授 日引 聡

4. 議題：

国際水準のカーボンプライシングの導入について

- 気候変動イニシアティブ 説明
- 経済産業省・内閣官房 説明
- 大林構成員 説明
- 質疑応答

5. 議事概要：

○山田参事官 定刻となりましたので、ただいまから、再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ、御参加いただき誠にありがとうございます。

今回のタスクフォースは、オンライン形式で開催しております。

また、本タスクフォースは内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、河野大臣に御出席いただいております。河野大臣から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○河野大臣 規制改革担当大臣の河野太郎です。

本日は御出席をいただきましてありがとうございます。師走もだんだん押し迫ってお忙しいかと思いますが、本当に今日はありがとうございます。

今日は国際水準のカーボンプライシングの導入についてという議題で議論をお願いいたします。我が国は2050年のカーボンニュートラルを宣言し、加えてその前段階で2030年度において、これは2013年度と比べて温室効果ガスの排出量を46%削減するということを目指し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦するという目標を掲げているところです。

先日開催されたCOP28の合意文書では、世界全体で地球温暖化を1.5度に抑えるために、例えば2030年には、今度は2019年比で温室効果ガスの排出量を43%削減する必要があるというさらに高い指標も示されているところでございます。

今年の夏は非常に暑い夏でしたし、また、台風、その他風水害が非常に増えているなど、地球温暖化の影響を私たちもひしひしと感じているところでございます。そのために、こういう目標を達成するためには再生可能エネルギーの発電設備への設置を支援するというだけでなく、それぞれの産業分野で温室効果ガスの排出量を削減する努力というものが必要になってまいります。

これに向けて、炭素の排出に価格をつけるカーボンプライシングが効果的だということで、諸外国では我が国に先行して導入が進んでいるということがございます。日本におけるカーボンプライシングにつきましては、今年の5月にGX推進法が成立し、これまでの自主参加の制度よりは実効性のある制度の導入に向けて第一歩を踏み出したところではありますが、他方、さらに高い実効性のある制度を早く導入してほしいという企業の声もあるようでございます。温室効果ガスの削減目標を確実に達成していくためには、制度が実効的なものでなければなりません。御出席いただいている各省庁の皆様には、どうすればそういうことが達成できるのかという観点で御議論をいただきたいと思っておりますし、また、今日は企業からの声もしっかりと聞いていただいて御議論をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

本日、発言される方はマイクをオンにして、御発言される時以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラはオンをお願いいたします。ハウリングを避けるため、イヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に事務局から御報告がございます。まず、前回のタスクフォース以降、個別分野の規制改革が進展した件について、資料1にまとめて配付させていた

だいております。本日は時間の関係で説明は割愛させていただきます。

それでは、本日の議題であります「国際水準のカーボンプライシングの導入について」に入ります。本日は有識者として東北大学大学院経済学研究科の日引教授にも御参加いただいております。

まず、気候変動イニシアティブ共同代表の末吉様、同じく共同代表の元株式会社リコーコーポレーション常務の加藤様から8分程度で御説明をお願いいたします。

○気候変動イニシアティブ（末吉共同代表） 河野大臣、今日はこのような機会をいただき誠にありがとうございます。

JCIは、5年前に105のメンバーでスタートしましたが、その後も絶え間なく増え続け、今日現在、ほぼ800となり、この種の集まりとしては国内最大規模に成長しました。なぜ増え続けているのでしょうか。それはグローバルレベルの気候政策を受け入れなければ世界との競争に負けてしまうと考える同じ志の仲間と先を急ごうとする企業等が増えているからです。

気候対応が中央政府の政策を含む国の総合力としての国際競争になってきた現在、日本政府はこうしたグローバルレベルの気候対応で戦おうとする日本の企業等をしっかり応援すべきではないでしょうか。見落としてはならないのは、パリ協定に取り組むための負担増を、コストではなく将来生き残るための避けて通れない投資、さらには世界に勝つための投資と見る経営者等が増えている時代の変化です。

河野大臣、今日の会議が日本政府にとって自信を持って世界と戦える気候政策を目指していただくための新たなきっかけとなることを強く願ってやみません。本日は誠にありがとうございます。

○気候変動イニシアティブ（加藤共同代表） それでは、河野大臣、今日は答申の機会をいただきましてありがとうございます。気候変動イニシアティブのメンバーを代表しまして、同じく共同代表を務めます加藤茂夫より、提言の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、提言の説明に入る前に、このたび、日本政府がGX方針とGX推進法をもって政策を一步前進されたことに感謝申し上げます。

続きまして、資料のシェアをお願いします。しかしながら、現行のGX推進法の内容では、2030年の排出削減目標と国際競争力強化の同時達成を実現するには様々な改善すべきポイントがあると考えています。そのために必要不可欠なポイントを今回、提言させていただきます。

本年4月のG7サミットにて、我々は再エネの開発促進とカーボンプライシングの早期導入という提言声明を出しました。それをフォローする形でJCIメンバー、有志融資企業の皆様とともにアンケート、検討会を重ねて、現行GX推進法に対する様々な懸念、期待を議論してまいりました。加速的に進む国際的な動向とのギャップが広がる国内動向の不安が背景になっております。この提言は、JCIメンバーの186団体が賛同し、名を連ねています。

重化学工業やIT企業など、61社の東証プライム企業も含まれております。資料はそちらにあります。

次をお願いします。メンバー企業と議論をする中で挙がってまいりました様々な意見、懸念、期待をここに挙げました7つの視点でまず御説明申し上げます。

1、国内外のルールのギャップ、それから公平性、自助努力の限界、それから導入時期、そして価格レベル、補助の在り方、さらに透明性などです。

次をお願いします。まずは国内外のルールのギャップという懸念です。1つ目は、投資家からのエンゲージメントの中での懸念になります。あるプライム企業では、海外投資家からは国際ルールにのっとって脱炭素の取組を聞いてくるということで、国際ルール、要求でアクションを取っています。日本独自のルールがあると、ダブルスタンダードとなり大きな負担となるという懸念です。また、場合によっては海外投資の引上げというリスクをおっしゃる企業もたくさんいらっしゃいます。

2つ目は、サプライチェーン上の懸念です。ある自動車部品メーカーさんでは、海外メーカーからの要求水準は年々高まっており、日本基準の対応だけではビジネスにならないということです。このように、グローバルのサプライチェーンからはじき出されてしまうリスクを持っていると多くの企業が懸念しております。

また、現在のGXリーグの枠組みが世界の排出量開示のスキームと整合しているかどうか不安であるとも訴えていらっしゃいます。

そしてもう一つ、投資インセンティブについての懸念です。グローバルにビジネス展開する企業では、高いカーボンプライシングの上でグローバルスタンダードで排出取組をしております。一方、国内企業は日本の水準のルールに従うということのため、削減対策の投資回収ができないという現状を憂いていらっしゃいます。

次をお願いします。2つ目に、公平性への懸念です。自主参加ではなくて、一定の要件を満たす企業皆で取り組むべきだという意見です。また、収入の用途についても1.5度目標に整合しない技術、これは例えば石炭火力発電のアンモニア混焼などといったものに資金をつけるのではなくて、中小企業の負荷への対応や実証された再エネなどへの対応といったことで削減効果につながるものに資金をつけるべきだという意見も多数出ました。

3番目が、自社での努力の限界というポイントです。大手電力会社の排出係数が日々上がっており、自助努力では報われないということを嘆いていらっしゃいます。これは日本での再エネの拡大が遅れているということが日本の電力市場の大きな課題だという指摘でございます。

次をお願いします。4つ目、導入時期の懸念です。今のGX推進法では、28年から化石燃料賦課金、33年度から特定事業者負担金の徴収となっておりますけれども、これではIPCCが求める、G7、G20でも、また、今回のCOP28でも合意した1.5度目標達成に実効性が伴わないということ。さらには国際競争力の衰退を招くと懸念されています。

そして、5つ目のポイントなのですけれども、炭素価格のレベルです。先ほどから指摘

しておりますように、グローバルで認知された価格レベルであるべきだと。そのレベルでないと、新たな投資を喚起できる水準にならない、また、削減インセンティブにならないという懸念でございます。

次をお願いします。6つ目は、政府収入に対する懸念です。収入で使う補助金は、実証実験的なものよりも普及段階型のものに資金を投じるべきである。~~はない~~。要は排出削減に直接的に貢献するよう求める意見が多数出ました。

そして最後に、透明性についてです。各企業の取組は政府方針をベースにしておりますけれども、今の方針レベルでは、世界の環境イニシアティブ、あるいは顧客やパートナーから批判を浴びます。今後の方針、政策についてはそうした環境イニシアティブの意見、ひいてはグローバルのお客様、パートナーさんの要求レベルも鑑みて議論されるべきだと先進企業は求めています。

以上の様々な懸念、不安を基に、今回の提言ではGX政策の改善に向けた3つのポイント、そして6つの原則というものを提案させていただきました。

まず、3つのポイントですけれども、1番目、2030年目標の確実な達成に資すること。それから2つ目、全ての企業に公平な制度であること。3つ目、日本経済の競争力強化に貢献する制度とすることということでもあります。

次をお願いします。この3つのポイントを実現するための6つの原則というものを提起させていただきます。1つ目、2025年をめどにぜひ前倒しして導入すること。2つ目、自主性任せではなくて一定の要件を満たす企業を一律に制度の対象とすること。それから3つ目は、IEAなどの示す130ドルレベルといった世界水準で将来の炭素価格を明示すること。

次をお願いします。4つ目は、国際的なルールに適合した制度とすること。それから5つ目、公正な評価の下、排出削減を支援すること。6つ目、カーボンプライシングの今後の立案・評価・更新などは透明性を確保していただきたいこと。

今日はお時間の関係で、詳細につきましては添付させていただきました提言本文を御参照いただきたいと思います。繰り返しになりますが、我々の提言は1.5度目標の達成を可能にするカーボンプライスを実現させて、そして国際競争力ある経済への道を開くことを目指すものであります。単なるコストと見るのではなくて、将来のオポチュニティーへの投資とみなす経営者が増えて、グローバルレベルの気候政策を受け入れる下地・準備ができているというのがこの提言のベースとなります。

河野大臣、どうか気候変動アクションの後押しとなる政策になるよう、GX推進法の改善をお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

続きまして、経済産業省から8分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（若林室長） それでは、本日は経済産業省の環境経済室長の若林とGX投資促進室長の西田の2名で対応させていただきます。

御説明に入る前に、成長志向型カーボンプライシング構想ということで、本日、政府の政策を御説明させていただきたいのですけれども、これについては2021年4月当時の菅政権において中期目標が発表された後、当時の総理から、成長に資するカーボンプライシングを検討せよという御指示をいただきました。それから岸田政権も含めて約2年、関係省庁を含め、あるいは与党、国会での御審議も含めて、この5月にGX推進法が成立したという形であります。ちょうど半年前という形であります。その後、基本方針を閣議決定しまして、政府として今後この政策でやっていこうというふうにしております。

この成長志向型カーボンプライシング構想ですけれども、カーボンプライシングだけではなくて先行投資、それからトランジション・ファイナンスにつながる移行債、それからカーボンプライシングというものの三位一体で進めていくという政策体系になっております。

それからもう一つ、その導入に当たっては、エネルギーに関わる中長期的な負担について配慮しながら進めていくというのが基本的な原則となっております。なぜそういう発想に至ったのかという点について、本日、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページ目を御確認ください。これは世界の状況を示しております。世界的には欧州で2005年に排出量取引制度が導入されておりました。一方で、米国はカーボンプライシングの導入というのは連邦レベルでは進められていないということでもあります。大きなゲームチェンジが、2022年8月にアメリカで成立したインフレ抑制法ということでもあります。これが複数年度にわたる国のコミットを前提として非常に大規模な投資促進策を講じているという形であります。このようなカーボンプライシングと投資促進策について、どちらか一方だけを導入するのではなく、日本はその2つを組み合わせるやっていこうというのが成長志向型カーボンプライシング構想ということでもあります。

排出量取引制度ですけれども、本年度から既に試行的に開始をしております。カーボンプライシングの導入時期についてもあらかじめ示して、将来的に水準を引き上げていくということを明示しております。

次のページをお願いします。こちらは少し詳しいものですが、米国では投資促進策として50兆円規模、これは10年間ですけれども、これを政府支援としてやっていくということです。この政府支援が非常に大きい規模で打たれる関係で、EUもこれまでのカーボンプライシング中心の政策から、グリーンニューディール産業計画と言っておられますけれども、脱炭素投資を域内でやっていくための様々な支援措置に踏み込んでいるということです。

こういう中で、日本としては、まず20兆円規模の投資促進策を打っていくということと、カーボンプライシングも米国のように導入しないのではなくて、どちらもやっていくということでもあります。EUの水準を超えるカバー率でETSを開始しております。それから、化石燃料賦課金の導入も明示をして、これによってGX投資の前倒しを図っていきたいと考えております。

それから、削減目標は企業自らに御設定いただいております。これは企業の創意工夫、イノベーションの創出を促進するということですが、目標を公表させるという仕組みを入れております。これによって透明性を確保する中で、企業に資本市場でしっかりと評価をされるような目標を掲げてほしいという思いの中でそういうふうに行っているということでもあります。

5 ページ目を御確認ください。まず（1）ですけれども、全体としてGX経済移行債による支援というものをやります。その上で将来的に、（2）ですけれども、カーボンプライシングによるGX投資のインセンティブを与えていくということで、直ちに導入するのではなくて、GXに取り組む期間を設けた後に、当初低い負担で導入した後、徐々に引き上げていくということで行動変容につなげていきたいと考えております。（2）の①と②が今後予定されているカーボンプライシングの内容ですが、それ以外にもGXリーグということで、発電事業者以外の方々にもしっかりと排出量取引制度に入っていただくという取組を進めています。

6 ページ目を御確認ください。排出量取引制度の導入、あるいは化石燃料賦課金の導入に当たって、エネルギーに関する負担の総額を中長期的に減少させていくという方針です。具体的には再エネ賦課金の2012年に導入されたものが2032年度ぐらいにピークアウトを迎え、石油石炭税も今後は税収が減少していきたくらうと想定しております。この緑の部分を活用しながらカーボンプライシングを導入していきたいという考え方です。

次のページをお願いします。こういう方針については全て閣議決定をしているという形です。

それから、8 ページ目を御確認ください。これは投資促進策について、産業競争力強化、排出削減の両方に資するものにしていくということでもあります。単に支援するだけではなくて規制制度と一体的にやっていくという形にしておりまして、多排出の企業の人たちにはGXリーグの取組を前提としてやってまいります。目標設定を求めたり、あるいは目標未達の場合は原則として排出量取引制度の中で排出枠あるいはクレジットを買っていただくということを考えております。

10 ページ目をお願いします。この先行投資支援とカーボンプライシングは一体的に行ってまいります。一番左の下ですけれども、当初低い負担から徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示して予見可能性を確保していくということです。当然初めのうちは非常に低いカーボンプライシングの額になりますけれども、2050年に向けて、これらは非常に高まっていきます。高まっていく中でこれについてこれられない企業は市場退出ということもあり得るかなと思っております。

それまでの間、準備期間を設けた上でしっかりと投資支援を行い、脱炭素投資を応援したいとも考えております。研究開発についてもしっかりとやっていきたいと思っております。

11 ページ目を御確認ください。全体としての投資促進策の仕組みです。今、投資支援についても御説明しましたが、JCIの皆様におっしゃっていただいているように、投資回収で

きる仕組みというものもGXリーグの中で皆さんに議論していただいています。例えばCOP28でも議論された削減貢献量の考え方、製造段階での削減というものが市場で評価される枠組みなどを企業の方に積極的に提案いただいております。その中で、当然国際的に認められるルールにしていくにはどうしたらいいかということで、企業の皆さんに知恵を絞っていただきながら我々もそれをルールとしてやっていくという取組をやっているということでもあります。

次のページを御確認ください。ちょっと急いでいきます。化石燃料賦課金ということで、最も効率的で執行コストが低いものとして、転嫁されていく前提で輸出入段階でかけているものであります。

15ページ目をお願いします。GXリーグですけれども、これは日本の排出量の5割以上を占める企業が既に参画いただいているということです。このときに、2030年の削減目標以外にも2025年の目標を定めてくれということで、企業には非常に強い反対もありましたけれども、それを定めていただいた上で排出量取引制度をやっております。

次に、16ページ目を御確認ください。これが具体的にやることですけれども、様々なことをプレッジしていただきます。排出削減目標、それから排出量取引の対象。ただ、目標設定は任意というところでもあります。実績報告についても算定ルール、先ほどJCIの方からお話がありましたが、できるだけ国際的な接合を認めていくというのを非常に重視しておりまして、GHGプロトコルの内容を全て認めるという形にしておりますので、したがって、今後、ぜひこちら辺も、我々はGXリーグに入っている企業の方と対話しながらルールをつくっておりますので、JCIに参加していただいている企業の方々、まだGXリーグに入っていない方は非常に多いですけれども、この方々にもぜひ御参加いただきたいと思っております。

それから、透明性ということです。規律を働かせるということで、年明けを目指してGXダッシュボードというのを今、つくっております。ここには、目標達成に向けた進捗、あるいは目標の状況について全て透明に開示をしていくということで、ここで資本市場からの評価にさらされるような仕組みの中で目標水準というのをできるだけ高く掲げていただくというのを我々の制度の柱にしております。

それから、最後の2枚にします。18ページ目を御確認ください。我々は、排出量取引制度は諸外国でもトライアンドエラーの歴史でありますので、何もこの制度のままずっと続けていくということではございません。もちろん見直すことを考えておりまして、閣議決定の方針の中でも、ここに書いてあるように参加の自主、目標設定の自主、先ほど自主の枠組みという形でJCIの方からおっしゃられましたところについては26年度の排出量取引制度の本格稼働までにしっかりと検討をし、産業界にも実効性・公平性となるような制度として迫っていきたいと、不断に改善していきたいと思っております。

それから、最後のページを御確認ください。これは具体的に炭素価格の試算ということでエネルギー経済研究所がやっているものです。基本的に右肩上がりしていく中で、2050

年断面では2万5000円という水準です。初めは非常に低い水準で入ってきますが、徐々に高まり、最後には非常に高い価格水準としていくという形の制度設計としております。

以上になります。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、委員を代表して大林委員から提言書について8分以内で御説明をお願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。再エネタスクフォースの提言、意見提案を申し上げます。

まず、冒頭で指摘したいのは、先ほど皆様からもコメントがございましたが、気候危機が抜き差しならない状況を迎えているということです。先日開催されたCOP28でも、地球温暖化を1.5度に抑制していくということが確認されました。さらに、2030年までに再生可能エネルギー容量を世界全体で3倍にして、化石燃料から脱却するということも宣言しております。

COP28に岸田総理も参加されて、首相級のハイレベル会合世界気候行動サミットで、12月1日のプレナリーで再エネ3倍に賛同すると話されて、特に世界はまだ1.5度目標の道筋に乗っていないことを指摘されて、軌道修正のためには2030年までの行動が決定的に重要であるということに言及されています。2050年のカーボンニュートラル目標はもちろんです。今、世界が注目しているのは、2030年までに何ができるかということであり、特に日本を含めた先進国の責務は大きいと考えています。

今年、日本が議長国を務めているG7は、前述の削減目標に加えて2035年までに電力部門を完全に、また、大部分を脱炭素化することに合意しています。これを実現するための政策は、日本の経済や産業の持続的な成長、国際競争力を確保する制度設計であることが必要です。そして、今後10年の気候変動対策が急務とされている現在では、既に効果が確認されている最も効率のよい技術を合理的に日本の社会経済に組み込んでいく必要があります。中長期を考えれば、現在のGXのような逆張りの考え方もあるかもしれませんが、それにしても時間は少な過ぎるのではないかと考えています。

そのためには、世界が向かっているエネルギー転換の道筋、石炭火力からの撤退とともに太陽光と風力を主力として自然エネルギー導入の速度と規模を大幅に引き上げていくことが火急だと考えます。これこそが世界的に脱炭素化への競争が始まっている中で日本の産業・企業の国際競争力を確保することにつながっていくと考えます。

まず、GX経済移行債について申し上げます。移行債は、あらかじめ定めた分野に対してまず政府が先行投資を行って、民間投資を促していくとされています。政府の投資分野は、排出削減につながることで、競争力強化とともに、民間のみでは投資判断が真に困難な案件であることとされています。民間のみでは投資判断ができない案件とは、まだ社会的に成熟していない技術を指すのかと思料しますが、2030年までの削減を考えた場合に即効性のある、既に成熟した技術分野を対象とすることが重要だと考えます。

先ほどお話のあったアメリカのIRAも、今ある技術、特に再生可能エネルギー、風力と太陽光に集中して、また、バッテリー、送電網といったことに大規模な投資をする政策となっています。

なぜ既に成熟した技術分野を対象とするべきかという点、成長志向型カーボンプライシングで得られる収入というのは移行債の償還財源になりますし、移行債で育てた技術が排出削減を効率的にもたらす分野へと成長して、民間投資を十分に促して、カーボンプライシングの十分な活性化へとつながっていくべきと考えるからです。

政府投資で定めている投資技術については、コストが高いものからという考え方ではなく、2030年の削減を目指して今すぐに効率的な削減ができるかどうかを基本とすべきです。例えばIPCCの第6次評価報告書では、温暖化対策の技術評価として太陽光と風力を最も効率のよい技術であると示しています。現在、GXで対象とされている技術には、2030年以降も化石燃料利用が継続する1.5度目標を達成するのに不整合な技術も見られるようです。特に石炭火力発電所でのアンモニア混焼といった石炭火力の利用継続を前提とする技術の支援が妥当かどうかについては検討が必要と考えます。

次に、成長志向型カーボンプライシングについて申し上げます。今回の政府のカーボンプライシングは、化石燃料賦課金と排出量取引制度の2本立てですが、炭素税や排出量取引制度などの経済的手法の削減効果は一定の期間が必要になりますので、2030年目標を見据えれば、できるだけ早期の導入が必要とされます。

一方で、化石燃料賦課金の導入時期は2028年、排出量取引制度は2033年によりやく義務化となるため、実施の前倒しが必要と思います。

実施内容についても削減の実現を担保する必要があります。賦課金の対象については化石燃料を輸入する事業者に限られていますが、幅広い事業者を対象に炭素排出量に応じた課金を行うものではないため、社会全体に脱炭素のシグナルを与えるものとなるのかどうか懸念があります。

ほかの政策との整合性も必要です。総合経済対策として行われている電力やガス、ガソリン代の負担軽減についても整理していく必要があります。特にガソリンの負担軽減策は実質的に化石燃料への補助金で、既に6兆円以上となっていることも考えると、今回、GX経済移行債で炭素排出を下げようというときに、こういった巨額の補助金を長期に継続する政策は矛盾しているのではないかと考えます。

次に、排出量取引制度ですけれども、現在、実効性ある排出量取引制度設計のためには幾つかの条件を備える必要があると考えられています。まず、一定基準に該当する企業が義務的に参加をすること。さらに、削減義務を負うこと。次に、国の削減目標と整合する形で参加企業の総排出量の上限が定められること。上限は段階的に引き下げられることとなっております。

現在の日本の排出量取引制度の参加企業が国内排出の5割に相当するというのはすばらしい成果だと思いますが、日本の2030年の目標値を考えると、約半分の削減ということに

なっておりますから、そうすると、今、参加されている企業全てが排出削減をしていくぐらいの目標値が設定されていくということになりますので、全ての企業が公平に参加できる制度に義務化をしていって、段階的に引き下げていくといった枠組みが必要だと考えております。

最も大きな問題は、参加が任意であって、参加・不参加は企業の自主性に委ねられているということ。さらには十分な削減量をカバーできる企業が参加しているかどうか分からないので、日本の排出削減の達成が可能かどうか不透明であるということは大きな問題です。

法的義務を伴うのが、2033年からの特定事業負担金ですが、これは発電事業者向けの有償の排出枠オークションの導入となっています。33年まで、今後10年間ボランティアな仕組みを運用することになり、導入が非常に遅く、さらには対象事業者が発電事業者のみが想定されているため、削減にコスト効率化が求められる鉄鋼や化学などの多排出産業が対象となっていないという問題があります。

国際的な制度との整合性も求められます。現在、EUは国境炭素税、国境課徴金の導入を定めておまして、10月から適用が始まっています。EUのみであれば日本に対する影響は限定的だという評価もありますが、アメリカやイギリスでも国境炭素税の議論が始まっており、動きは広がっています。国内外の制度にずれがあると、日本産業がそれぞれに対応しなくてはならなくなり、企業によっては大きな負担を迫られ、国際競争力が削減されていくということになります。

上記を踏まえて、今後の提言を行いたいと思います。

まず、GX移行債について、費用対効果を踏まえて実用化されていない技術にいたずらに投資をしない。既に実用化され、2030年・35年の脱炭素化の主力を担う再生可能エネルギーと省エネルギーについて、加速拡大を図るための措置を取ること。火力発電のアンモニア混焼は排出削減効果、費用、導入時期等に不透明な要素が多いので、十分な検証が必要であること。GX推進機構を通じてGX投資の支援に使うに当たっては、支援対象等の基準の策定、選定プロセスの透明化、定期的な情報公開と外部専門家による事業評価を構築していくこと。さらに、カーボンプライシングについてはGX推進法の制度設計を改めて、2030年には国際的な水準と整合した炭素価格にしていくこと。そのためには、現在の決まりである上限というのを柔軟に考えることも必要です。

そして、国際的な水準と整合した炭素価格が実現することに合わせて、排出対策の取られていない製品の国内流入やカーボンリンケージを阻止するため、CBAMの導入も実施していくこと。化石燃料の賦課金については2026年の導入を目指す。賦課金は2028年には地球温暖化対策税と一体化させていく。排出削減量と炭素税率の工程表を発表し、排出削減目標の達成状況に応じて炭素税率を修正していくこと。

さらに、排出量取引制度は33年度から予定されている法定義務を伴う制度の導入を前倒しして26年度から開始し、発電事業者のみならず、非エネルギー源も含む多排出産業も義

務対象とすること。

そのほかの政策の関わりについては、先ほどのガソリン負担軽減については炭素排出削減に基づいた政策へと統合していくということで、さらには日本国内で行われてきたJ-クレジットをはじめとしたカーボンクレジットのオフセットは、国際的な制度の中では認められてこないということがあって、これは排出削減効果に疑問があり、含めるべきではないと考えております。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえて質疑応答に入りたいと思います。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔をお願いいたします。残り50分強でございますので、よろしく申し上げます。

進め方ですけれども、委員の意見書資料の4-1の6ページ、7ページが提言に当たる部分でございますので、この提言の項目に沿って議論を進めていきたいと思っております。

まず、提言の1番目はGX経済移行債についてでございますので、この移行債の使途や使い方についての議論をまずさせていただければと思います。どなたからでも御発言がありましたら、よろしく申し上げます。

高橋先生。

○高橋構成員 ありがとうございます。法政大学の高橋です。

私もようやく日本でカーボンプライシングが始まるということについては非常に期待をしているところであります。

一方で、先ほどから御指摘もあつたとおり、それをどういうふうに機能させていくのかということについて、改善すべき点があると思っております。今、山田さんから御指摘があつた経済移行債の使い道について質問をさせていただきます。20兆円といったお金を先行投資的に使っていくのだという考え方自体は理解できるところがあるわけですが、かなりの額のお金をどういう産業、どういう企業に使っていくのか。それが本当にうまく機能するのかということについてはやはり慎重な検討が必要なのではないかと思っております。

委員の参考資料にも掲載されておりますけれども、推進機構というものがこれからできて、そこでどういうふうに関わりを持っていくのか検討されていると理解しておりますけれども、ばらまきにならないのかとか、本当に効果があるのかについて心配しております。

こういうことについて、大きな基準というのはもちろん示していらっしゃるのですが、より詳しく客観的な基準があつて、割り振りを合理的に説明できるような形でこの投資促進策が講じられるのかどうかということが一つ。

これは当然やってみないと分からないということもあると思うわけですが、その成果をどのように見ていくのか。その成果によっては投資先を変えていくとか、抑えて

いくという政策評価も大事だと思っております。この割り振りの選び方とそれに対する評価の仕方について、経産省からももう少し詳しい御説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山田参事官 経産省、よろしく申し上げます。

○経済産業省（西田室長） GX投資促進室長の西田でございます。

今、高橋先生からの御指摘も含めて、この提言の内容にも言及をさせていただこうと思います。後半でこの機構との関係も御説明しますが、まず費用対効果を含めて実用化をやっていくべきだというのは我々も全くそのとおりで思っております。その際には、既に実用化されたものでもまだまだ導入されていない技術があると我々も認識しておりますし、そういったものを最大限やっていくということは極めて重要な考え方だと思っております。また、脱炭素投資を加速させ、日本全体でカーボンニュートラルへ向けていくには、移行債以外にも既にいろいろな制度なり規制なりを活用しております。例えば、御案内のとおりですけれども、FIT・FIP制度や日本版セントラル方式というのを入れて、こういったものも使いながら洋上風力を入れるようにするとか、それから系統整備の御指摘もありましたけれども、これにつきましても、GX推進法の前にGX脱炭素電源法というのを成立させていただきまして、この中で系統整備が円滑に進むように金融支援の在り方なども見直しをしながらやってきております。

加えまして、まさに既存の技術ということでありまして、例えば住宅の省エネのところは長年の課題でありましたけれども、今、住宅のところでも相当なCO2の排出がありますので、こういったところに対して断熱窓の導入支援や高効率給湯器の導入支援といったところにも相当な支援策を講じてやっていこうと思っております。これはまさに既存の技術の導入ということでありまして、もう一つ申し上げますと、中小企業について、先ほどサプライチェーンの問題がありましたけれども、グリーンなサプライチェーンの中に残っていただくようにと、中小企業の皆様にもこの脱炭素投資というのをやっていただかなければいけないと思っておりますので、例えば熱のところをヒートポンプに変えていくための導入支援といった既存技術の導入・加速というのをしっかりとやっていきたいと思っております。

ただ一方で、既存技術だけでよいかというとなかなか難しい。我々はカーボンニュートラルということを目指しておりますので、カーボンニュートラルに向けては発展段階の技術も一定程度必要というのはIEAの見解でも示されておりますので、そういったところへの様々な技術の開発や実用化に向けた投資も必要だと思っております。

したがって、例えば太陽光も今、日本で相当導入が拡大しておりますけれども、足下では導入ペースが落ちてきております。これからはこれまで設置が困難だった壁面や耐荷重が厳しい屋根に設置可能なペロブスカイト太陽電池の開発・量産化に向けた支援や、洋上風力については、着床式でなかなか立てられないような海域における洋上風力の拡大に向けて、浮体式というものの技術開発も必要だと思っております。これは環境制約がある中で日本が有利になれる可能性がありますので、こういったところの投資を加速させて、

社会実装を早期にやっていかななくてはいけないと思っています。

さらに言うと、電源だけではなくて産業のところも熱需要、原料といったところの脱炭素化というのは、各国ともに苦勞しながらやっている状況だと認識しておりまして、そこについてはまだ技術として確立していないものもありますけれども、こういったものに対する技術開発支援ということも、産業界と一体となってやっていかななくてはいけないと考えておりますので、上手く投資を後押ししていきたいと思っております。また、御指摘のGX機構との関係で言うと、GX機構が行うのは、現状では主に金融支援ということを想定しておりますので、今後、GX機構を介した支援策に向けては、もう既にGX基本方針でも、先ほど若林参事官からもありましたけれども、基本的な支援基準を示しておりますけれども、これからさらにGX機構を介した金融支援に際しては具体的な支援基準の策定を行っていきたいと思いますし、当然GXの移行債を活用した支援策については、投資家の皆様にトランジションボンドとして購入いただくこととなりますので、彼らに対してしっかりとレポートバックをしていくという必要がありますので、その中でしっかりと成果というものもお示しをしながら進めていきたいと思っております。

○山田参事官 ありがとうございます。

八田先生、JCI、それから大林さんから手が挙がっています。3人続けて御質問いただいた後にまた回答いただければと思います。

まず、八田先生から。

○八田構成員 どうもありがとうございます。

まず、先ほど経産省の方が、これは法律がもうできており、しかも閣議決定して方針まで決まっているものだとおっしゃいました。しかし、本年の12月にCOP28で非常に厳しい目標が設定されました。このため、法律ができたときから事情が変わりました。これが、私どもが今これを取り上げている理由です。さらに、法律の中にも2年以内にということで見直し規定があります。したがって、しばらくは、現在の法律の体制でいくことにしても、今となつては、中身を再検討すべきだと考えています。

このGX推進法の中身に関して言えば、先ほど加藤共同代表がおっしゃったように、多くの企業が国際的なスタンダードでのカーボntaxを望んでいます。しかしこのような企業が望んでおられるような高い水準のカーボntaxをできるだけ早く採用するとしたら、それへの抵抗を抑える措置が必要です。そのためにはカーボンをほとんど排出しない企業には、大きな便益がもたらすことが有効です。例えば法人税減税を同時に行い、日本全体の成長を促進すべきではないかと思えます。

先ほど加藤共同代表は、カーボntaxをやるということは技術革新だけではなくて、既存の技術の普及にも大きな投資効果を及ぼすとおっしゃったのですが、それに加えて、法人税減税が同時に行われると、カーボン排出に関係ない企業に利益がもたらされますから、高税率での導入が可能になります。

最後に1つ付け加えると、法人税減税は、資本家だけに利益をもたらすというのは正し

くありません。法人税減税は、物価を下げるし、賃金も上げる。確かに収益も上がるけれども、その収益上昇の大きな部分は、生産の拡大によって起きる。しかも収益が上がることも、年金基金の収益などを引き上げることによって国民全体に資することになります。

以上です。

○山田参事官 続きまして、末吉共同代表。

○気候変動イニシアティブ（末吉共同代表） ありがとうございます。2点申し上げたいと思います。

長年、日本の温暖化政策を見ていて強く感じるのは、全ての議論が現状是認から始まるのですよ。今、日本が置かれている状況は、世界に大きく水をあげられた状況になっていると思います。これは多くの人がそう思っていると思いますけれども、なぜこうなったのか。かつて環境大国と言っていた日本がどうしてこの10～20年の間に世界に後れを取ってしまったのか。その反省をまず踏まえることが最初にあるべきだと思います。

それから2つ目は、150兆円超というお金ばかりが踊って、しかもこれは投資ですから、その投資結果に対するコミットメントが数値目標として全く見えていないのですね。民間企業であれば、これほどの大きな金額を投資する際に投資結果、あるいは投資成果に対するコミットメントがない投資計画というのは必ず拒否されるはずですよ。

そういった意味で言いますと、このGX推進法は、例えば冒頭河野大臣がおっしゃった日本の国家削減目標のどれほどに貢献するものなのか。あるいは投資といえば、寄附金ではありませんので必ず回収しなくてはならないわけです。その回収に当たってどういったコミットメントがあるのかといったことをもう少しつまびらかにお話をさせていただかないと、頂いた資料を見ても投資促進という言葉は踊っておりますけれども、結果に対するコミットメントが全く見えていない。これは非常に問題だと私は思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

日引先生と大林さん、ちょっとお待ちいただいて、まずお二人の御指摘に対する回答をいただければと思います。八田先生からは、法律や閣議決定の後に事情の変更があったというコメント。それから、法人税減税に使ったらいいのではないかという御提案。

それから、末吉共同代表からは、現状追認になっているけれども、どうして日本の対策が遅れてしまったのか。それから150兆円の使い道、投資の結果へのコミットメントは示されているのかという御指摘です。

経産省からよろしく申し上げます。

○経済産業省（若林室長） どうもありがとうございます。八田先生の御質問に対してお答え申し上げます。

我々は閣議決定と方針を御説明させていただきましたが、これは今の政府の立場として御説明しているということでございまして、もちろん様々な事情や、このGX推進法自体も見直しがございますので、当然現在の制度一本でやっていくということでは考えておりま

せん。しっかりと国際水準、あるいは国際的な議論も踏まえた形でGX推進法の見直しというものについてはしっかりやっていくということはお約束をしたいと思います。

それから、国際的な水準という炭素価格のところであります。これは非常に重要な論点ですので、私からも御説明させていただきます。炭素価格についての将来的な予見可能性が投資促進のために非常に重要だということでもあります。我々もカーボンプライシング市場のクレジット価格、あるいは国際的な炭素価格なども踏まえながら、排出量取引制度を26年に本格稼働する際には、炭素価格の上限・下限価格というものを決めていきたいと思っております。

一方で、この価格設定の考え方ということですが、炭素価格は、GX関連製品、あるいは事業の競争力が向上する側面のほかに、移行債に基づく先行投資支援の財源としての側面も持っております。いわゆる価格効果のみを狙っているわけではなくて、財源効果も同時に狙っているということでもあります。カーボンプライシング以外の政策の支援も含めて、政府全体でNDCを達成していきたいと思っております。

その上で、予見可能性を持たせる関係で、後のほうに徐々にカーボンプライスが確実に上がっていくという絵姿を、諸外国はここら辺を示していないと思っておりますけれども、日本としてはこのところを示しているということでもありますので、こういうものをしっかりと御理解いただけるようにしていきたいと思っております。

それから、一番私どもが申し上げたいのは、これは政策当局の悩みでもありますけれども、炭素価格はどうしても経済全体に及ぶという側面があります。正の効果として、まさにJCIの皆さんがおっしゃっていたように、低炭素製品の普及が進む、あるいは一部の産業が競争力を持つという側面、あるいは低炭素の産業の企業立地が進むという側面があると思っております。

他方で、負の側面というのも必ずあるので、そこについてももしっかり見ておく必要があるだろうと思っております。

我々はこのカーボンプライシングのみでIEAの130ドルに上げたときの試算をしております。非常に影響は広範で、全ての一般家庭に及びます。例えば電気代は月額大体3,000円、都市ガス価格は月額1,200円ぐらい上昇します。標準家庭で季節による変動はございますが。

○山田参事官 ちょっとすみません、後でお答えを続けていただいていたのですが、もうちょっと簡潔にしてほしいのですけれども、今のタイミングで河野大臣がほかの公務の関係で退出されるため、ここで御発言をいただきたいと思っております。

河野大臣、よろしく申し上げます。

○河野大臣 今日は気候変動イニシアティブの皆さん、経産省の皆さん、東北大学の日引先生、そして委員の皆様、御議論ありがとうございます。企業の方々の率直な御意見もありがたく受け止めさせていただきたいと思っております。

カーボンプライシングの取組が不十分な国からの輸入品に課金する制度がEUで導入予定

という話もあると思いますが、世界で脱炭素の要請が高まる中、早く脱炭素に対応した産業構造に転換することが我が国の企業の国際競争力を確保し、日本経済の持続的成長につながるものだと思います。

今年成立したGXの推進法では、法律の施行後2年以内に必要な法制上の措置を講ずるという規定があったと思いますが、今日の議論を踏まえて、より実効性のあるものとなるような検討を政府内でやっていかなければならないと思います。

ちょっと官邸に行かなくてはいけないものですからここで失礼をいたしますが、御議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。今日はありがとうございます。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

(河野大臣退室)

○山田参事官 それでは、経産省の若林室長の御説明の続きを。

○経済産業省（若林室長） 簡潔に申し上げたいと思います。申し訳ございません。

ただ、非常に重要な論点ですのでしっかり説明させていただきます。1か月当たり標準家庭で相当な負担増になるとも見ております。この負担の水準なのですけれども、当然、長期的には上がっていく水準だと思っておりますが、今回いただいた御提言のように、2026年から2030年の短期間の間に130ドルまで上げるとすると、これはウクライナ危機から電力・ガス代が上がった価格、これは大体2020年から22年で20%上がっていますけれども、それより高い価格を上げる、それが固定化していくという話になります。これを国民の生活が受容できるかという課題はあろうかと思えます。

企業のところは、八田先生から法人税減税の話をいただきました。ここは、炭素価格を国際水準の130ドルに上げるとなると、今ある地球温暖化対策税を60倍ぐらいに増税するという事と同義になります。13兆円ぐらいの増税規模というイメージで思っております。

これと税収中立にする法人税減税というのは法人税の仕組み上も非常に難しいと思っております。最終的には非常に税収中立にも限界があろうということで、特に輸出型のエネルギー多消費産業については国外に出してしまうだろうという形で思っています。

重要なのは、炭素価格を高くする準備ができていない段階で一気に上げてしまうと、製造拠点が海外移転するというカーボンリンケージと言われる問題が生じるということで、これは世界的にも我々のような規制当局が皆さん悩んでいるところだと思います。そのときに、国内の産業基盤が失われて雇用基盤も失われるということもありますけれども、それに加えて、炭素価格の低い国への移転がかえってグローバルでのCO2増加につながるのではないかということで、この世界での全体の排出削減にどうつなげていけるかという観点でも議論が必要かと思えます。

CBAMも申し上げたいのですが、それは後ほど我々が質問してもいいですし、皆さんからも質問いただいたらお答えしたいと思います。

○経済産業省（西田室長） それから、私から手短に、150兆円に対する企業のコミットメントということでございますけれども、我々は今回、分野別投資戦略ということで排出量

の多い分野ごとに議論を行ってきておりまして、この後、実際にこの支援策を実行していくことになっていきますけれども、その中では例えば排出削減の観点ということで、この支援を受けるに当たってプロジェクトから排出削減をどれだけ達成するのかなどのコミットメントをいただこうと思っておりますので、そちらのほうでしっかりフォローアップしながら見ていきたいと考えています。

それから、先ほど高橋先生のところでちょっと言い漏れましたけれども、20兆円の政府の支援策につきましても、当然技術革新や国際競争状況の変化など、この後様々な変化が起こり得ると思っておりますので、一度決めたらそのままフィックスして硬直的に行くというつもりもなく、そこは状況を見ながら柔軟に対応していきたいと思っておりますので、その点、付言させていただきます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、日引先生、大林さん、加藤代表から御発言いただいて、その回答をもって前半のところは終わらせていただいて、2ポツに移りたいと思います。

日引先生、お願いします。

○東北大学大学院（日引教授） 日引です。よろしくお願いします。

カーボンプライシングに関していろいろな議論がある中で、見落としとしてはならないのは、技術開発を促進するだけではなくて、例えば市場において低炭素製品の選択を推進するか、あるいはエネルギーそのものの消費量を大きく下げる効果があるということはとても大事な機能で、そういうものを同時にやりながら技術開発をしていかないと、技術開発だけでもしやろうとすると相当なコストがかかってしまうということがあるわけですね。ですから、同じ目標を達成するのでも、できるだけ低コストでやろうとすると、3つのエネルギー消費の削減、それから低環境負荷な製品の選択推進、技術開発を同時にやるためにはある程度高い水準のカーボンプライシングが僕は大事だと思います。

もちろんエネルギー価格はすごく高くなるのですけれども、そこが高くなることの大事さというのは何かというと、例えばエネルギー価格が高くなると、住宅であれば皆さん断熱材をたくさん入れてエネルギー消費を削減しようとするし、そうすると断熱材の技術開発が広がるということがあって、そのメカニズムが非常に大事なわけです。そここのところの負担をどうやって下げるのかというのはいろいろな税制によってやることのできるもので、そういうものを使うということがあるので、例えばカーボンプライシングによって得られる税収をそういうところに使うというのは大事だということだと思っております。

それから、法人税減税の話が出たのですが、法人税減税はただ単に企業負担を下げるということではなくて、企業の将来の収益を引き上げるので、実は投資やほかの研究開発、環境問題だけではなくいろいろな研究開発を実は促進する側面があるという点、それから、法人税が減税することによって海外への立地を抑制するというカーボンリンケージの問題を少し削減することができるということにも有効なわけですね。

先ほど河野大臣が産業構造を低環境負荷にやっけていかなくてはいけないとおっしゃって

いましたけれども、実はカーボンプライシングの重要なもう一つの役割は、そういう産業構造自体を低環境負荷に変えていくということに貢献できるという点にあります。そういうことから考えたときに、長期的にそういうことを推進していくためのシグナルを与えるという意味でカーボンプライシングが非常に重要で、その財源をただ単に技術に使ってしまうと、いつまでたっても技術ばかりじゃぶじゃぶ補助金が行ってしまうので、そうではなくて、そういう軽減などのいろいろなものを成長に資するような形で使っていくというのが一番いい姿かなと思います。

最後にもう一つだけ申し上げておきたいのは、そういうカーボンプライシングでもどうしても達成できないときには補助金を使って技術開発を促進するというのはある意味大事かなと思いますけれども、そのときに大事な点は、対象とする技術を特定化しないということです。つまり、特定化してしまうとそこだけは技術開発されますけれども、それ以外に実は有効な技術があってもそれが採用されないということが潜在的に起こってしまう。そういうことを避けるためには、できるだけ技術開発というのは技術を特定化しない。

それからもう一つは、できればパフォーマンスに応じて補助金を与える。例えば削減量などに応じて与えるということをしていくことが大事で、CO2削減に対する補助金制度というのはイギリスでも導入した経験がありますから、そういうものを使って実質的に削減したものに対して補助金を与えるようなやり方であれば、CO2の削減とともに有効に機能するのではないかと思います。

長くなりましたが、以上です。

○山田参事官 続いて、加藤代表から手が挙がっています。加藤代表の御発言をいただいて、経産省から御回答いただきます。

○気候変動イニシアティブ（加藤共同代表） ありがとうございます。2つございます。

1つ目は、今、日引先生がおっしゃったのと全くかぶりますが、私は先ほどから削減に資する支援をお願いしますと申し上げましたが、今回、COP28でも宣言されましたように、プラス省エネ、エネルギーの生産性を上げる、効率性を倍にするという合意を世界でやっておりますので、そういったことにもしっかりとサポートしていくことをぜひお願いしたいということが1つ目。

2つ目ですが、私から申し上げた世界を参考にすること。これも先ほど経産省の方々からも今後しっかりと国際水準を見ていくというお話がありましたけれども、ぜひその政策プロセスの中に世界の声をうまく吸い上げるようなプロセスの変革というものをお願いしたい。

例えば環境イニシアティブ、あるいはグローバルのお客様にグローバルのパートナーシップの声を聞いてくれとお願いしましたが、もう一つ御提案申し上げたいのが、気候変動に非常に影響を受ける次世代の方々、若者の意見というものもしっかりと取り上げる。彼らの懸念事項というものも取り上げるような政策プロセスもぜひ考えていただければなと思います。

以上2点でございました。

○山田参事官 大林さんからも手が挙がっているので、大林さんからの御発言をいただいて、経産省に御回答をお願いします。

○大林構成員 私からは少し資料を映させていただきたいと思います。こちらは構成員が準備した資料ですが、先ほどおっしゃられた再生可能エネルギーにも非常に力を入れていると思いつつも、あと一步、2030年までにどれだけの再生可能エネルギーを入れられるのかという非常に重要な局面に来ていると思います。

先ほど経産省の方からコメントがあったように、例えば足元で見たときに太陽光発電が世界ではすごい規模で拡大しているにもかかわらず、日本では導入が鈍っている。それはどうしてなのか。例えば今年1年間で400ギガワット以上の太陽光が世界では導入されたという見通しが立てられている。これは昨年、1,000ギガワットですから150%の伸び率を示している。日本の場合はそれがギガワットレベルで下がっています。先進国でも非常に多くの太陽光発電、風力発電が導入されています。送電網の話もさせていただきましたが、確かに大きな基幹送電線については議論されているのだけれども、地内の送電網については電力システム改革と絡んで、送電網構築の負担金などの議論ができていない。それができなければ、足元では風力と太陽光は増えていかないので、大きな話も非常に重要なのですけれども、足元で見たときにどういった規制があって、改革していくためには何が必要なのかという議論をしていただきたいと思います。

もう一つは蓄電池等の問題です。再エネタスクフォースでも前回、蓄電池を取り上げておりますが、様々な規制が入ってなかなか伸びていかない。市場改革にもそれが影響しています。蓄電池の導入ををやっていくことが2030年までにどれだけの削減ができるかにつながっていくと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

日引先生からカーボンプライシングの意味、それから法人税減税の有用性について御指摘がございました。加藤代表からは、省エネなどについてもサポートを広げてほしいということと、世界を参考にして、また、若者の声も拾ってほしいというお話がございました。大林さんからは足元の規制などの見直しも必要であるという御指摘がございました。

経産省から何かコメントはありますか。経産省のコメントが終わったら、2ポツに行きたいと思います。

○経済産業省（西田室長） それでは、ちょっと今は御指摘いただいていたのですけれども、今は御提言の1ポツの最後のセッションだと思いますので、一言アンモニアについての我々の考えを簡潔に述べさせていただいて、それから、今御指摘いただいた点についても御回答させていただきたいと思います。

御案内のとおりですけれども、日本は現在、約3割の発電を石炭火力に頼っております。これを直ちにやめるというのはなかなか難しいと思っております。電力の安定供給ということを確認しながら排出削減を進めていこうと思うと、我々としてはアンモニアの混

焼ということ、徐々に石炭火力の段階的な脱炭素化ということをやっていく上でのトランジションの技術として追求していきたいと思っております。また、アジアはまだまだ経済成長しますし、火力発電も相当程度残っておりますので、例えばインドネシアでは電力の約6割、ベトナムでは電力の約5割が石炭火力でありますので、こうしたところへの脱炭素の貢献という意味でもこのアンモニアの技術というのはやはり追求をしていきたいと思っております。

それから、後ろのほうからいきますと、今、大林先生からいただきました再エネについて、日本の導入もあと一歩というところでありまして、我々もできる限りのことをいろいろ苦労しながらやっているというのが実態でございます。例えば太陽光であると、地域によってはこれ以上やめてほしいといったネガティブな条例を定めるような自治体も増えてきております。それは、一つには地域共生というところに違反するような形での導入といったものがございまして、そういったところに対する規律の強化ということも、先ほど申し上げたGX脱炭素電源法の中でもやっておりますので、そのさらに前の温対法の改正では、このエリアなら入れようということで地域が指定したところに入るような仕組みなども環境省のほうで法改正してもらって進めておりますので、とにかく今、足元のことを御指摘いただきましたが、我々もまさにそのとおりで思っておりますので、ちゃんと足元できっちり入るように、様々な障害になっているものは何かというのを探求して、それに対するソリューションをつくって、しっかりと入るようにしていきたいと思っております。しかしながら、最終的には先ほど申し上げたような脱炭素化された火力発電も含めて、再エネだけでやるというのはなかなか難しいと思っておりますので、脱炭素電源、脱炭素エネルギーをしっかりと増やしていく。当然再エネもその主力選手でありますので、しっかりと進めていきたいと思っております。

それから、加藤様からいただいた省エネのところは、私も最初のほうで申し上げましたけれども、まだまだいろいろと余地は残っていると思っております。私が冒頭に申し上げた産業の脱炭素化というところであると、まだまだ例えば熱需要のところでは化石エネルギーをボイラー焚きで焚いて熱を取るようなところも相当程度あります。これはものによりますけれども、ヒートポンプに置き換えられるところもあると思っておりますので、こういうところはしっかりと導入を進めていきたい。中小企業にとっては、何をしたいかわからないという声に対してもしっかりと声を拾って支援策につなげていけるように最大限努力していきたいと思っております。

○経済産業省（若林室長） 日引先生からいただきました、低炭素製品の商品選択につながるようにカーボンプライシングをやっていくと。低炭素製品の商品選択は非常に重要な視点だと思っております。我々も先ほど申し上げましたけれども、カーボンフットプリントだけではなくて、製造段階で、例えば川上のhard to abateな産業が実施した脱炭素投資が川下の最終製品でしっかり評価されるようなルールというのが今なくて、これで非常に脱炭素投資が困難になっている側面もあります。こういうものをしっかりルール化していく

という取組、あるいは削減貢献量ということ、今、COP28でも、GXリーグの皆さんも非常に一生懸命やっただけではないので、削減貢献量を金融機関がどうやって評価するかとか、そういう仕組みをつくっていくという形でしっかりと低炭素製品が選択される仕組みというのをつくっていきたいと思っております。

法人税減税について、一定の有効性はあると思うのですが、重要なのはこの場合、非常にアンバランスになるというか、短期間のうちに準備できていないだけで上げてしまうと、非常にエネルギー多消費の産業の部分というのはたまたま外に出てしまう。これは法人税の減税効果というのを考えても圧倒的な負担増になります。法人税を一般的に一律でこの部分を下げていくということをやるときにどこの産業が優位に立つかというところ、大体サービス業、建設業、不動産業、小売業というところが多くの還元に当たるという形になります。

したがって、この提言の一つのポイントは、この4年間だとか、短期間のうちに炭素価格を上げたときに、製造業のリンケージを本当になしにできるのかというところが非常に重要なところであります。2ポツのCBAMのところを我々からもしっかり御質問さしあげたいので、経産省からも質問させていただければと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、2ポツの賦課金と排出量取引制度のほうに移りたいと思います。

まず、川本さんからどうぞ。

○川本構成員 前のセッションの議論からも続いている話ではあるのですが、2点。一点は意見、もう一点は質問ということでお話しさせてください。

1点目は、今も経産省から説明のあった炭素税の話です。非常にいろいろなテクニカルな点はあると思うのですが、もともとの出発点はこの提言のタイトルにもあるように、現状、国際的にそもそも炭素価格が非常に低いということですね。特に石炭などは非常に低いということになっていると思います。これをどうしていくかという点について、スピード感の問題もあるのですが、さっき議論に出ていた法人税減税の分に回すのはいろいろ問題があってできないということも御主張としてあるのですが、結局これは「それだからできない」というご主張。こちらは、「負担が大きくなるから負担をその分軽減する方策を色々考えればいいのではないか」という意味で、法人税減税というのは一つの例として挙げているということですね。

ですから、冒頭河野大臣がおっしゃっていたように、どうしたらできるのかという観点でぜひ制度設計を考えていただきたいというのが意見です。一つの議論をこちらがしたから、「法人税減税はこういう問題があるから結局（炭素税は）全部できない」という議論にやや陥っているような気がします。どうしたらできるのかということ、経産省のエネルギーの世界からさらに視野を広げて。要は税込中立というのは、エネルギーの関係で負担が増える場合に国民全体として負担が変わらないようにする、「相対価格は変えながらも国民の負担を変えないようにする」という発想の下に、全体的な制度設計をしていくと

ということですから。それはもしかしたら経産省だけでできないかもしれないけれども、そういう視点で取り組んでいただきたい、というのが一点。これは意見です。

それから2点目は、冒頭の私どもの意見のところにあるのですが、まさに今月行われたCOP28で、日本が求められる総排出量の削減をかなり深掘りしなければいけなくなったと認識していて、提言の一つの大きな基礎になっていると思います。そこについてのご認識というか。これは今年5月のGX推進法ができた立法事実を根本的に変えるものだという(当方の)認識がありまして、そういう意味では、先ほどの排出量取引制度の義務化についてこれから10年かけてやるというスピード感ではとても間に合わなくなっていると私どもは認識しているのですが、それは間違っているのでしょうか。それを回答いただきたいと思います。

○山田参事官 経済産業省からお願いします。

○経済産業省(若林室長) ありがとうございます。

川本さんの御質問、130ドルという水準のIEAの数字について御説明をさせていただきます。IEAですけれども、基本的に各国の規制なども織り込みながら、化石エネルギーと非化石エネルギーの価格差を埋めるためにどの程度の炭素価格が必要かというのを試算しております。各国の燃料課税とカーボンプライシングのみでネットゼロを達成するにはどうしたらいいかということの水準として提示されているということです。

このIEAの試算におけるカーボンプライシング以外の政策の位置づけということでございます。IEAは、先進国全てで一律に130ドルのカーボンプライシングの水準が必要であるとはしていません。我々からもIEAに照会をしております、各国のカーボンプライシング以外の規制や促進策の内容次第で各国の必要となる炭素価格も異なり得るという見解をいただ

いております。そして、日本において今、先行投資支援をやっており、あるいはアメリカもIRAという形で大規模に化石エネルギーと非化石エネルギーの価格差を埋めるような政策を打っておりますが、これについても非常にこの炭素価格に効いてくるということです。我々としては130ドルに達しない水準で、つまり負荷をかけてそれによって達成しようという考え方以外の政策で、しっかりと達成していきたいと考えております。

法人税減税は一つの例としてももちろん承知しておりますし、それが全てだということでは申し上げていないのですけれども、申し上げたかったのは、非常に短い期間の間に130ドルという水準を目指すとする、必ず非常にエネルギー多消費の輸出型産業は国外に移転するというものになります。したがって、ここの部分をしっかりとぜひ御認識をいただいた上でこの御提言をお願いしたいと思っています。

○川本構成員 今の点で、決して我々は別に「今すぐ上げろ」と言っているわけではないわけです。すぐそういうふうな、「今すぐ上げろ」とこちらが言っていると言って否定にかかる、こういう議論の仕方はよくないと思っています。

○経済産業省(若林室長) JCIの御提言にも130ドルを2030年で目指すべきとか、皆さん

の構成員提言にも国際的な水準としてそこを目指すべきということが書かれてあります。加えて、短期間、しかも化石燃料賦課金を2026年度から導入と書かれております。非常に重要な御指摘だと思うのですが、皆様の提言と現在の政府の政策について、議論としての出発点がしっかりと差を認識できるように我々のほうからも説明させていただいているということでございます。

○山田参事官 末吉代表から手が挙がっています。

○気候変動イニシアティブ（末吉共同代表） 先ほど私の意見にコメントがなかったものですから、あえてもう一回手を挙げさせていただきました。

今の議論は、日本にとって本当に大事な議論だと思います。経産省の方も130ドルだと国民の負担増が非常に増えるぞというお話なのですから、これまで手を打ってこなかったから、やろうとすればそういう負担増になっているわけですね。今、ちゃんとしたことをしないことが将来にツケを残すのですよ。そういったことをどう考えるのかという話。

それから、世界が今直面している問題は、気候変動の被害と気候変動を和らげるための対策のコストのどちらを受け入れるべきなのかの議論ですね。130ドルが今負担できないから気候変動対策を緩めてもいいという話では全くないと思うのですよ。ですから、これは国民の間にもいろいろな意見があろうかと思しますので、もっと日本政府はオープンに気候変動が広がり始めている我々の日常生活への被害と我々が負担すべきコストとの間の関係をどう考えていくのか、どちらを優先するのか、どういう関係に持っていくのかといった議論をちゃんとやるべきときが来ているのではないのでしょうか。でないと、我々が今やらないことのツケを将来に残していくという話になります。それが私が最初に申し上げた、日本政府の政策は全て現状を認から始まっている、現状の問題点を言って、それは難しいですよという議論に陥ってしまっている、そのことをずっと申し上げているわけです。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

残り時間が限られていますが、もしお許しいただければ、せっかくの機会なので10分程度延長させていただいて、今の末吉代表に対するコメントをいただいて、その後、日引先生、高橋先生からも御質問いただいて、あと、経産省からも何度か質問したいという御発言もありましたので、経産省からも御発言いただいてと思っております。

まずは末吉様への回答をお願いします。

○経済産業省（西田室長） 川本先生から御指摘をその前に。

今回、COPのグローバル・ストックテイクの中でも、1.5度目標に向けてということで先ほどおっしゃられたような数字が出ていることは認識をしておりますけれども、日本としては1.5度目標にアラインしている目標を設定しておりますし、世界各国で見ると日本はイギリスと並んでオントラックで目標に向けて着実に歩みを進めているというところだと思っております。ただ、まだまだ目標達成に向けては様々取り組んでいかなければならないので、それをしっかりやっていくということでもあります。

もう一つ、今回のCOPで重要な点は、各国で異なる国情などを考慮して、各国ごとに取り組むべきだと。これは多様な道筋ということ今年G7、それからG20でそれぞれ各国の事情に応じた多様な道筋があると。要するにゴールは1つだけれども、登る道は様々なパスがあるということで、国情に応じてやっていくべきであるということはG7、G20でも合意されておりまして、COPの中でもそういったものを踏まえてやるということが今回取りまとめられたわけでありまして、日本としてはそういったことを踏まえて、今、歩んでいる道を着実に進めていきたいと考えております。

○経済産業省(若林室長) 末吉先生からのお話がありました。130ドルまで達していない、今まで何もやってこなかったではないかという御指摘であれば、我々もしっかり炭素価格を上げていく取組というのはコミットしてやっていきたいと思っております。

どうしても短期的なところで上げていくときには、必ずその弊害が伴うものですから、したがって我々はそこをどういうふうにして炭素価格の差を埋めていくのかというところで、先ほどIEAからの見解の話もしましたがけれども、先行投資というものを踏まえて全体として非化石エネルギーと化石エネルギーの差を埋められるような政策も同時に打っていくという中でNDCをしっかりと達成していきたいということです。全く我々として気候変動対策を緩めていくという考え方は一切持っておりませんので、しっかりとこれを達成できるようにやっていくということだと思っています。

○山田参事官 それでは、日引先生。

○東北大学大学院(日引教授) 先ほど試算の問題が出たのですが、例えば2030年とありましたが、今から7年あるわけですね。大事なことは、事前にこれぐらいカーボンプライシングを上げるのだと今の段階でできるだけ早く合意をして、その代わりに調整期間を例えば5年とか与えてあれば、その間は企業は次の省エネ投資を進めているいろいろなことをして、調整ができて、負担を受けずにできるわけですね。大事なことはそういう調整期間を企業に与えてやるということです。

それがもしできたとしたら、それでもどうしても難しければ企業は撤退して海外に出ていくかもしれませんけれども、それはもう構造的にやむを得ないとどうしても判断せざるを得ないのではないのでしょうか。そうもしないと産業構造を変えていくことはできないということが第1点です。

それからもう一つは、企業に調整期間を例えば5年でも十分なような気がするのですが、与えてあげれば、その間に雇用調整ができるわけです。ですから、雇用の問題は急にやると倒産が起こりますけれども、調整期間をちゃんと5年ぐらい与えてやれば、そういうことは調整を企業がやっていけるので、そういう意味で早く設定をして早くやっていくということが大事で、それによって企業の移転も和らげることにはできる。それでもどうしても難しい場合には、出ていかれるのはしょうがないこととして、その代わりに新しい産業を日本で創っていくということをやっていくということではないかと思えます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

経産省からコメントはありますか。簡潔にお願いします。

○八田構成員 ちょっと補足してもいいですか。

○山田参事官 八田先生、どうぞ。

○八田構成員 私も今日の日引先生の案に賛成です。カーボンリーケージ一切なしにするために、カーボン垂れ流しの会社に補助して何が何でも日本にとどめようというのは間違いです。カーボンプライスが非常に高くなったときに、それに対応するためには技術開発に努めるべきです。それが、十分できない会社は、再エネが多いヨーロッパなどに出ていくべきだと思います。

それから、日本も高い炭素税を導入するなら、途上国から入ってくるのを止めるために、CBAMのようなものを当然導入して、途上国に対するリーケージを起さないようにすべきだと思います。

以上です。

○山田参事官 経産省からお答えをお願いします。

○経済産業省（若林室長） 日引先生の御指摘はまさにそのとおりだと思っております。我々もまさにその考え方で先行投資期間というものを設定した上で、上げていくタイミングについて一定の裕度を持たせて、カーボンリーケージが起らないようにしていく。しかも上げていくのは徐々に上げていきながら2050年に向けてシャープに上げていくという道筋も示しております。ここら辺をしっかりと御理解いただけるように今後やっていきたいと思っております。

それと、今の八田先生の御指摘はまさに重要だと思っております。八田先生からは、やはりカーボンプライシングをやっていくとエネルギー多消費産業というのが大きく外に出ていくということは一定仕方ないという話もありました。

他方で、代替技術が開発されていない中でほかの炭素規制の緩い国に移転した場合に、その国からもCO2排出が増加するというのがカーボンリーケージの議論の本質だと思っております。したがって、世界のCO2排出削減に貢献するという観点からは、まさにいろいろな技術開発でやっておりますけれども、しっかりとそういう技術開発を生かしながら、ちゃんと世界にも比肩できるような形で製造業を立地させていきたいというのが我々の政策であります。カーボンリーケージを前提にした政策を打っている政策当局は世界を探してもどこにもないと思しますので、そこについてはどうやって防ぐかということを真剣に考えて我々もやっているということでございます。

○山田参事官 カーボンリーケージやCBAMに関する御発言の、経産省のほうから質問もあるということだったので、それを伺って、日引先生も恐らくそれについての御発言ですね。では、経産省、それから日引先生と御発言いただいて、最後に高橋委員、大林委員に聞きたいと思います。

○経済産業省（若林室長） CBAMについては我々の見解も申し上げたいと思っております。

今回、CBAMの導入もカーボンリンケージを防ぐために導入してはどうかという御提言をいただいております。基本的に炭素価格を高水準で課した場合には、各国とも排出量取引の無償枠で対応しているのが現状ではありますが、今回EUがCBAMというのを導入する予定です。CBAMは、低炭素の炭素価格を課している国からの輸入と域内品の競争条件を均一にするという観点から導入されているものとして理解しています。

一方で、内需ではなくて輸出型産業の場合、CBAMを設けても第三国への国外移転というのは防げないのではないかと考えております。例えば鉄鉱セクターですけれども、粗鋼のEU域内から域外向けの輸出は2割です。輸出量の2倍輸入してしまして、圧倒的に輸入超過の内需産業になっています。

一方で、日本は国内で生産している粗鋼の輸出は4割に上ります。輸入量の6倍を輸出する輸出超過の産業になっているという構造があります。したがって、EUは4億人の市場として内需が非常に大きい中、減少傾向の日本の内需とはかなり状況が違うのではないかと考えておまして、ここら辺の輸出志向型産業の国外移転、ここら辺についてどう考えるかということについてもし御見解があれば、構成員の方から伺いたいと思っております。

○山田参事官 構成員、あるいは日引先生からでもお答えいただければと思いますが、御発言をお願いします。

○東北大学大学院（日引教授） CBAMというのは、輸入に対して効くものと外に出ているものに対しては有効に効かないということです。それから、海外に移転するとき、先ほど海外に移転すると海外のリンケージが起こるかもしれないと言われたのですが、それは必ずしもそうとは限らないということをおきたいと思えます。

例えば八田先生がおっしゃっていましたが、炭素量の低い国に行くとはむしろむしろトータルで減る可能性があるということと、例えば途上国に行ったとしても、日本が自分の技術をわざわざダウングレードするかどうか分からないのです。むしろそうではなくて、途上国の効率の悪い生産体制から日本の体制に上がることによって技術効率が上がれば、置き換えることによって実は途上国の排出量も減らす可能性はゼロではないので、そこはストレートフォワードではないのです。

過去の実証研究で言われていることは、途上国の中国のデータなどを使って言われていることは、海外直接投資の多いところでは実は排出量が低く出ていて、実はそういう優秀な技術が入ってくることによって環境汚染が減るのだという実証経験も実はあつたりするのです。ですから、思った以上にそれは起こらないかと思えます。

先行研究でやっていることは、恐らく日本の生産量が減ることで海外の生産量、特に途上国が増えるから増えると言っているのですけれども、それは途上国の技術を使うということ的前提に計算するのでどうしてもリンケージが必ず起こりますけれども、そういう優秀な技術は外に出ると必ずしも起こるとは限らないので、そこは慎重に議論する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

最後に、高橋先生、大林さんからコメントをいただいて、何か返しがあればお願いをして、40分までには終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

ここまで議論を伺っていると、経産省さんは所管産業や排出をたくさんしている産業のことを非常に心配されていると感じました。もちろん電気料金も化石燃料の料金も大事ですので、そういうことも気になっていらっしゃるということだと思いますが、委員側の意見は、もちろんそういうものはなるべくミニマイズすべきではあるけれども、中長期的な観点を持ってやるべきことをやっていくべきであり、しかも予見可能性を持ってやっていけば弊害が少ないのではないかということなのです。

私からお聞きしたいのが、いろいろな弊害や心配事があるとしても、一方で2050年カーボンニュートラルや2030年に46%削減という国際公約を日本政府はしているわけであって、カーボンプライシングを入れるということはその重要な手段になると理解をしています。もちろん明示的なカーボンプライシング以外に暗示的なカーボンプライシングなどのいろいろな手法があるではないかということも全くおっしゃるとおりですが、総合して今回のカーボンプライシングを入れて、ほかの手段も合わせて十分に2050年・2030年の削減目標を達成できるのだという観点から、今回の価格や開始時期が十分であるとお考えなのか、この点について端的にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○山田参事官 続いて、大林さん。

○大林構成員 時間がないので少しだけ、簡潔に申し上げたいと思います。

COP28の決定では、削減対策の取られていない、いわゆるアンアベイテッド石炭火力発電所削減の取組強化を求められていて、岸田首相もそれについて発言をされたと理解しております。ただ、IPCCが削減対策が取られていると定義するのは、90%以上の排出削減を行った場合です。一方で、石炭アンモニア混焼を推進している企業は2030年までに20%、2040年までに50%ということですので、やはり2030年の緊急性にはなかなか間に合わないということ。

あともう一つ重要なのは、アメリカも石炭火力発電の廃絶を目指す脱石炭連盟（PPCA）参加を表明いたしましたね。多様な道筋があるとはいえ、やはり先進国の責任ということを見ると、日本だけが今G7でこのPPCAに参加していない国ということになりますので、何らかの形で、非常に担当者の方が大変なのはすごく理解をしながらも、石炭をどうやってフェーズアウトしていくのかという道筋を明確に示していく必要があると思います。

そして、130ドルの価格設定ですけれども、その価格設定になるのだということよりも、例えば経済産業省が考えている価格を明示的に事前に設定していく。それによって企業がそこに向かって努力をしていく。先ほど日引先生から調整期間というお話がございましたけれども、そういった企業の力を試せるような目標の設定というのをできるだけ早めにや

っていった競争力を引き出していくということが必要なのではないかと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

経産省から端的にお答えいただいて、今日の議論を終わりたいと思います。経産省、よろしく申し上げます。

○経済産業省（若林室長） 2050年、2030年の目標を達成できるようにやっていきたいと思っています。カーボンプライシングのみとか、その価格効果のみでやるつもりは我々もございません。したがって、しっかりと先行投資支援も組み合わせながらこの目標を達成できるようにやっていきたいと思っています。

130ドルの見通しは、まさに今回、資料の最後にエネ研のレポートをつけさせていただいていますが、ある意味でこういうカーブを描いていくという世界です。ここら辺についてしっかりと我々としても今後とも説明していきたいと思っております、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

司会の不手際で大幅に時間が超過したことをお詫びいたします。

また、委員の先生方や有識者、出席者の皆様方から十分な質問の時間を取れませんでしたので、お許しいただければ、紙の形でまた後日提出させていただきたいと思います。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、ユーチューブの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。ありがとうございます。